

# 公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年4月1日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役 理事

## 記

1. 公示件名：アフリカ地域インド洋・アフリカ経済圏イニシアティブの具体化（主に対アフリカ協力）に関する情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：  
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：  
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

# 企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業務名称：アフリカ地域インド洋・アフリカ経済圏イニシアティブの具体化（主に対アフリカ協力）に関する情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）

調達管理番号：26a00110

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026年4月1日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：アフリカ地域インド洋・アフリカ経済圏イニシアティブの具体化  
(主に対アフリカ協力)に関する情報収集・確認調査(QCBS-ラン  
プサム型)

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理します  
ので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください<sup>1</sup>。(全費目  
課税)

(4) 契約履行期間(予定)：2026年6月～2027年2月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履  
行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約  
交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム(一括確定額請負)型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する  
成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム(一括確定額請負)型にて行い  
ます。

(6) 部分払の設定<sup>2</sup>

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の  
時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2026年度下期(2026年10月頃)

## 2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

<sup>1</sup> 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引  
ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

<sup>2</sup> 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があ  
ります。

- (2) 事業実施担当部  
アフリカ部 計画・TICAD 推進課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年 4月 7日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026年 4月 8日 12時まで
3	質問への回答	2026年 4月 13日まで
4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2026年 4月 17日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
7	見積書の開封	2026年 5月 12日 12時
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日まで
9	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先： <a href="https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM">https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM</a> ) ※2023年7月公示から変更となりました。

### 3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件のうち、１）全省庁統一資格、及び２）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

#### 4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料：

- ・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

#### 5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

##### （１）質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2.（3）参照
- 2) 提出先：<https://forms.office.com/r/s8ZcVjdqwJ>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

##### （２）回答方法

上記2.（3）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。  
（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

#### 6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け

国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4. (3) に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

(3) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書・別見積書
- 2) 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。  
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

## 7. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点(100点満点中60点を下回る場合には不合格となります。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

- ① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

### 3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格 = 100 点

② 価格評価点：（最低見積価格 / それ以外の者の価格）× 100 点

### 4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 80：20 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

### (3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記 2.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10% が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

### (4) 契約交渉権者の決定方法

1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

4) 応募者選定において、技術評価点及び価格評価点の合計点（総合評価点）が最も高い応募者の当該の見積額では契約に適合した履行がされないおそれが

ある場合に、交渉順位の決定を保留して、その者が契約の相手方として適当か否かを調査します。（低見積価格調査の実施）

低見積価格調査の結果、契約に適合した履行が可能と認められる場合には契約交渉権者として決定します。

## **8. 評価結果の通知・公表と契約交渉**

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## **9. フィードバックのお願いについて**

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 調査の背景・経緯

#### (1) 日本政府によるアフリカ支援方針における本イニシアティブの位置づけ

2025年8月に横浜で開催された第9回アフリカ開発会議（以下「TICAD9」）において、日本政府より世界経済の成長の中心となる潜在性のある「インド洋・アフリカ経済圏」にて、インド、中東諸国といったインド洋を囲む国々（以下「インド洋諸国」）と協働し、アフリカの域内統合や産業発展の貢献等を目指す「インド洋・アフリカ経済圏イニシアティブ」（以下「本イニシアティブ」）が発表された。本イニシアティブは、日本政府が2016年に打ち出した「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」のビジョンの下での取組の一つとして位置付けられ、インド洋諸国からアフリカとの貿易・投資拡大を目指す日本企業を支える。

なお、本イニシアティブを通して、より多くの国と経済的なつながりを強固にし、サプライチェーンの多様化に繋げることでリスク分散にも資するという側面がある。

（外務省）[「インド洋・アフリカ経済圏イニシアティブ」の発表](#) | 外務省

（概要・行動指針へのリンクを含む）

#### (2) 本イニシアティブに対する内外の関心の高まり

##### ①インドとアフリカとの繋がり

インドとアフリカ（特にインド洋沿岸の東アフリカ地域）は、古くから海上交易を通じた繋がりがあり、19世紀から20世紀初頭は、当時の英国植民地（ケニア、タンザニア、ウガンダ、南アフリカ、モーリシャスなど）へ数十万人のインド人が移住し、鉄道の建設や交易・商業等に従事した。第二次世界大戦後は、インドがナミビア、ケニア、タンザニア等の独立を外交的に支援するなど、独立運動や非同盟運動を通じて政治的にも関係を強めていった。2023年、インドで行われたG20ニューデリー・サミットでは、議長国であるインドの働きかけにより、アフリカ連合（AU）のG20入りが合意されており、インドとアフリカの政治的な関係は、より一層強まっている。

貿易面でも、近年、インドとアフリカとの関係は年々強くなっており、インドとアフリカ各国との二国間の総貿易額は、2024年実績で833億米ドル（India's Bilateral Trade with Africa, Ministry of Commerce and Industry, 2024年）、2025年には1,000億ドルに達している（FINBLAGE）。アフリカからインドへの主な輸出品は、原油や金、鉱物資源、インドからアフリカへの主な輸出品は、石油製品や医薬品、機械で、年々貿易額は拡大傾向にある。なお、インドとの貿易額が大きな上位

5か国は、ナイジェリア、南アフリカ、タンザニア、ケニア、エチオピアの順となっている。

また、アフリカ全体での印僑（アフリカ在住インド人及びインド系アフリカ人）の数は、約250万～300万人と推定され、印僑数が多い上位5か国は、南アフリカ（約130万人）、モーリシャス（約99万人）、仏領レユニオン島（約22万人）、ケニア（約10万人）、タンザニア（約9万人）、ウガンダ（約9万人）の順となっている（Statistics of Indians abroad）。現在、600社以上のインド企業がアフリカでビジネスを展開しているが（FINBLAGE）、今後、アフリカ側の人口増加や経済成長によりインドとアフリカの貿易（特にインドからアフリカへの輸出）は、拡大傾向が続くことが予想される。

## ②中東とアフリカとの繋がり

中東とアフリカは地理的に近く、古代から人・物・文化が行き交ってきた。古代エジプトは中東のメソポタミア文明と交流し、紅海や地中海を通じた交易が発展。7世紀以降は、イスラームの拡大により、北アフリカや東・西アフリカに宗教、アラビア語、商業ネットワークが広がった。中世にはサハラ交易やインド洋交易を通じて両地域は強く結ばれ、近代にはオスマン帝国や欧州の植民地支配を共に経験している。このように中東とアフリカは、長い歴史の中で文化・経済・政治を共有してきた関係にある。

このような歴史的背景もあり、現在のアフリカ大陸には、タンザニアのザンジバルを中心とした東アフリカに、オマーン系アラブ人が数百万人規模存在すると言われていた他、西アフリカ（セネガル、コートジボワール、ギニア、ガーナ、ナイジェリア）には、数は多くはないが、レバノン系アラブ人が各国に一定程度存在すると言われている。

また、政治的には、2013年からアラブ・アフリカ・サミットが開催されるとともに、トルコやサウジアラビアのようにアフリカ諸国との間の会合を開催する国も現れるなど、近年、中東諸国とアフリカ諸国との関係強化が進んでいる。

なお、貿易面については、中東からアフリカには、原油・石油製品、化学品・肥料、プラスチック製品、機械・電気機器を中心に年間約700～800億ドルの輸出があり、逆にアフリカから中東には、金属・鉱物資源、農・畜産物、金・貴金属を中心に年間約500億ドル程度の輸出がある（国連・国際貿易センター）。

## ③日本企業のインド、アフリカ等への進出状況

在インド日本国大使館と日本貿易振興機構（JETRO）が、各州の日系商工会議所などと連携したアンケート調査（「Presence of Japanese Companies in India」）によると、2024年10月時点で1,434社の日本企業がインドに進出しており、2010年（約725社）と比較するとインドに進出する日本企業数は倍増している。2023年、経済産業省は、日印経済関係の強化を図るために「日印産業共創イニシアティブ」を打ち出しており、今後、インドに進出する日本企業数は更に増加すると予想される。

また、JETROが実施した調査（日本企業のアフリカへの進出動向、拠点数は増加傾向）によると、アフリカには、2024年12月時点で948社の日本企業が進出しており、2010年（520社）と比較するとほぼ倍増している。先のTICAD9で経済産業省は、日本企業とアフリカの先進技術企業・スタートアップの連携によるアフリカでのビジネスモデル構築を目指す「日本アフリカ産業共創イニシアティブ」を打ち出しており、今後、アフリカに進出する日本企業数は更に増加することが予想される。

なお、中東諸国で日本企業の進出が多い上位5か国は、2024年8月時点で、アラブ首長国連邦（以下、UAE）（289社）、イスラエル（95社）、サウジアラビア（78社）、イラン（26社）、カタール（26社）となっている（帝国データバンク「中東13か国への日本企業進出数（国別一覧）」）他、外務省の調査によるとトルコにもUAEと同等数の日本企業が進出している。アフリカとの貿易額では、1位のUAEが2022年時点で約800億ドルに達し（2022年比2倍に増加）、再輸出ハブとしてのドバイがアフリカ物流の中心となっている。2位はサウジアラビアで、アフリカ向け非石油輸出額は年間約70億ドル（5年間で340億ドル超）の規模となっている（privacypulse）。

インド洋諸国とアフリカとの歴史的に深い経済関係や、インド洋諸国において既に多くの日本企業が進出していることなどを踏まえ、日本企業がインド洋諸国における拠点等をアフリカ進出の足がかりとする事例も見られるようになっている。同時に、実際のビジネス潜在性やその規模についてより具体的な分析が求められている。

#### ④日・インド・アフリカ関連のフォーラム

上記の①～③の状況を踏まえ、2025年2月26日、経済産業省・日本経済新聞社の共催により「日・インド・アフリカ官民フォーラム（於東京、ハイブリッド方式、アーカイブ映像：NIKKEI CHANNEL | 日本・インド・アフリカ官民フォーラム）」が開催された。同フォーラムには、世界46の国・地域から、オンライン参加を含め、約2,000人が参加し、日本からインドを足掛かりに、インド以西のアフリカまで広がる巨大経済圏構築に向けた戦略の展望や課題、官民の果たす役割等について議論がなされた。同フォーラムで、武藤経済産業大臣より「アフリカの持続可能な経済発展のために日印協力イニシアティブ」が提唱され、同イニシアティブにおいては、1）アフリカへの貿易・投資拡大の産業拠点としての役割も念頭に置いたインドにおける産業集積の促進、2）アフリカへの民間投資・雇用創出・人材育成等の拡大を官民で推進していく方向性が示された。

このような経緯を受け、上述のとおり、2025年8月、TICAD9において外務省より「インド洋・アフリカ経済圏イニシアティブ」が発表された。

## 第2条 調査の目的と範囲

上記の背景を踏まえ、本調査では、本イニシアティブの具体化、主にサブサハラ・アフリカ地域におけるソフト面、ハード面での施策のあり方を検討するため、現状と課題、課題解決に資する協力のあり方について調査する。具体的には報告書目次案（別紙2）2. 調査結果の①～⑧の各項目に関し、調査を実施し、調査結果（案）の共有・意見交換などを主な目的とするセミナーを日本国内で開催する。時期は、調査結果の進捗も踏まえて、2026年10月頃、開催地は東京を想定。セミナー詳細は、現地調査結果を踏まえて発注者との協議を経て決定する。

調査においては、日本国内での官民の関係機関からの情報収集・ヒアリング等に加え、日本企業の注目国上位10か国（JETRO「2025年度海外進出日系企業実態調査/アフリカ編」）の内、印僑数が多いケニア、南アフリカ共和国、タンザニアの3か国（以下「アフリカ3か国」）での現地調査、国際機関・二国間ドナー、民間企業他からの情報収集・ヒアリング（オンラインを含む）等を行う。

また、アフリカとの貿易・投資拡大を目指す日本企業の連携先としては、インド洋諸国企業（インド、UAE及びトルコ企業）を想定し、日本国内での官民の関係機関からの情報収集・ヒアリングに加え、必要に応じてインド洋諸国への現地調査等を通じて関連情報の収集を行う。

なお、調査項目及び報告書目次案（別紙2）については、以上の「アフリカ3か国」及び日本企業の連携候補国（インド、UAE 及びトルコ）も含め、より適切と考えられる調査項目及び報告書目次案があればプロポーザルにて提案すること。

### 第3条 調査実施の留意事項

- (1) 上記アフリカ3か国を調査対象とすることの妥当性について、準備期間中の情報収集及び分析を通じ確認する。その際には、印僑数ではなく、例えば日本やインド等の外交・経済面で連携のしやすさ、本邦企業の関心度の高さ、さらに本調査の提言の実現可能性や想定されるインパクトの高さ等を踏まえ、上記アフリカ3か国よりもより適切と判断される国がある場合は、調査対象国を一部または全部変更することを検討する。プロポーザルにおいて、同3か国に代わるあるいは追加の調査対象国が考えられる場合には、その理由とともに提案し、準備期間中に調査対象国の妥当性及び変更の要否について検討する。なお、調査対象国の範囲は、サブサハラ・アフリカ地域とする。
- (2) 日本企業の連携先としてインド、UAE 及びトルコ企業を調査対象とすることの妥当性について、国内準備期間中の情報収集及び分析を通じ確認する。同3か国よりもより適切と判断される国がある場合は、調査対象国を一部変更又は追加することも検討する。プロポーザルにおいて、同3か国に代わる又は追加する調査対象国が考えられる場合には、その理由とともに提案し、国内準備期間中に提案国も含めた調査対象国の妥当性及び変更の要否について検討する。なお、調査対象国の範囲は、インド洋諸国（インド、中東諸国）及び欧州地域とする。
- (3) 調査対象国において、経済産業省やJETRO等の調査も含め、本調査と類似の調査が先行して実施されている場合は、先行調査との重複を避けつつ、その成果を踏まえ、より個別具体的な調査（例えば、先行調査で提言のパイロット事業の実施に関連する追加的な調査を実施する）など、本調査の範囲内にて対応可能な調査を実施する。
- (4) 現地調査においては、別紙2の各項目について、ウェブサイトや一次資料、相手国実施機関の担当者や関連企業から得られる情報の入手・整理に止まらず、幅広い関係者からのヒアリングや現地踏査・視察等を通じた情報の入手・分析を通じ、我が国のODAスキームのみならず、経済産業省やJETRO、JBIC、日本貿易保険等の非ODAスキームを活用した協力候補案件（案件名、案件概要、スキーム（JICAによる資金協力、技術協力は必須で含める）、期間、概算事業規模等）の発掘・提言を行う他、既存のスキームにはない必要な方策が想定される場合は、その提言も行うこと。提言は、企業にとっての経営上の検討価値がある具体的な打ち手と、日本政府・政府機関にとっての経済安全保障や日本経済の成長、外交、人間の安全保障上意義がある具体的な打ち手を含むこと。内容は、「インド洋・アフリカ経済圏イニシアティブ」で表明された以下の3つの「取り組みの方向性」に沿ってまとめること。
  - (ア) インド洋諸国との協力強化  
(以下、例示)
    - インド洋諸国企業と日本企業の協働によるアフリカ向けプロジェクト推進
    - インド洋諸国企業のアフリカ進出などへの支援
  - (イ) インド洋・アフリカ経済圏の連結性の強化

(以下、例示)

- ナカラ回廊や東アフリカ北部回廊等への支援を通じたアフリカ域内外の連結性強化
- インド洋～中東～北アフリカのエネルギーやインフラ分野での第三国協力を通じた貿易・投資関係強化
- アフリカ大陸自由貿易圏 (AfCFTA) 実施促進への協力

(ウ) 共創・共業を基礎とした域内産業の発展と雇用創出

(以下、例示)

- モンバサ港やナカラ港などの輸出入拠点化の推進
- インフラ整備やロジスティック強化と組み合わせた産業基盤とバリューチェーンの強化
- 「日本アフリカ産業共創イニシアティブ」等を通じたスタートアップ等の協力拡大
- 産業分野、IT 分野等での人材育成

(5) 必要に応じ、アフリカでの現地調査に係る補足的な調査・情報収集・分析について、ローカルコンサルタントの活用（現地再委託）を行うことを可とする。

- 現地再委託に当たっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。
- プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施・監督方法等につき、可能な範囲でより具体的な提案を行うこと。

(6) アフリカ・欧米・アジア等の政府・企業等が実施した当該及び類似分野での先行調査の経験・蓄積を活用することを目的として、外国籍保有者の活用を可とするが、ガイドラインの用途を超える可能性がある場合は、その理由や必要性を記載すること。

#### 第4条 調査の内容

下記の各調査実施時期（カッコ書き）は目安であり、提案者は適切な調査工程を検討の上、プロポーザルにて各調査実施時期を提案すること。

(1) 準備業務1（2026年6月上旬～同年7月下旬）

- ① 契約締結後10営業日以内に、業務計画書案（業務概要、業務の進め方、業務行程、実施体制・役割分担・連絡体制、現地調査計画、成果品計画・目次案。分量は10～15頁。）を提出し、発注者、受注者等の間でキックオフ会議（会場は発注者本部を想定）を実施する
- ② アフリカ3か国及び日本企業の連携候補国（インド、UAE 及びトルコ）に関し、プロポーザルにおける提案国がある場合（第3条（1）参照）は、同提案国を含む各国の関連情報を収集し、整理・分析する。  
また、日本国内の官民の関係機関（外務省、経済産業省、JETRO、JBIC、日本貿易保険、民間企業団体（日本経済団体連合会、経済同友会、商工会議所など））からヒアリングを行う。分析を通し不足するデータを現地ヒアリング時の収集事項に加え、補完していくこと。

(ア) 既存の類似調査・データの収集・整理

(イ) インド洋諸国日系企業によるアフリカ進出状況（進出可能性を含む）

- 在インド、UAE 及びトルコ日系企業によるアフリカ進出状況(業種、国、成功事例、成功要因等) 及び進出見込み
  - 在インド、UAE 及びトルコ日系企業から見たアフリカ貿易・投資の課題 (ハード面、ソフト面)
  - 日系企業がインド企業、UAE 企業、トルコ企業と組むことのメリット・インセンティブ
- (ウ) アフリカ対象3か国における主要企業等情報の収集
- 産業別主要企業情報 (含む他国企業との業務提携状況)
  - 元 JICA 研修員 (含む元 ABE イニシアティブ生) の主要企業での活動状況
- (エ) アフリカ対象3か国における貿易・投資環境 (ソフト面) の確認
- 政治・治安: 政情の安定性、治安、地域紛争・テロリスク
  - 法制度・規制: 契約法・投資法の整備 (外資保護条項、所有権)、労働法 (解雇規制、労働組合の強さ)、税制 (法人税率、優遇措置、移転価格規制)
  - 投資環境と行政手続き: 外資規制 (議決権制限、合弁義務の有無)、企業設立の難易度 (手続きの数、時間、コスト)、ビザ・就労許可の取りやすさ、汚職・透明性 (行政の非効率性、賄賂慣行)
  - 金融・為替: 為替レートの安定性、外貨規制 (資金の送金・利益の海外持ち出し)、銀行の健全性・金融サービスの発達度
  - 市場環境: 市場規模 (人口・所得水準・消費者構造)、中間層の拡大度合い、隣国への輸出拠点としてのメリット (FTA、AfCFTA)
  - 人材・労働力: 人件費水準 (最低賃金、技術者の給与)、教育水準 (技術・IT スキル)、労働生産性、ストライキ頻度
  - 社会・文化: ビジネス慣習 (契約順守、交渉スタイル)、言語
- (オ) アフリカ対象3か国における貿易・投資環境 (ハード面) の確認
- 通関施設: OSBP の稼働状況、OSBP 運営の課題
  - 運輸交通インフラ: 港湾 (コンテナターミナルの能力、混雑度、国際航路の就航状況)、空港 (国際便の頻度、貨物取扱能力)、道路網 (幹線道路の整備状況、物流効率)、鉄道 (貨物輸送の信頼性、隣国への連結性)
  - エネルギーインフラ: 電力安定性 (停電頻度、発電源の構成)、電気料金・工業用電力の調達性、ガス供給状況
  - 通信・デジタルインフラ: モバイル通信網の普及率、インターネット料金と速度、データセンターの存在、クラウドサービスの利用可能性
  - 産業インフラ: 工業団地・特別経済区 (SEZ) に係る制度の概要、展開情報、代表例
  - 倉庫・物流センターの整備
  - 水供給・廃棄物処理などの工場操業環境
- (カ) インド洋諸国企業によるアフリカビジネス状況と日本企業との連携可能性
- インド系企業 (含む印僑企業)、UAE 企業、トルコ企業によるアフリカビジネスの現状と課題
  - インド洋諸国企業と日本企業との連携によるアフリカビジネスの現状と課題 (含むインド洋諸国企業が日本企業と組むことのメリット、インセンティブ)

- (キ) アフリカ貿易・投資の課題解決に向けた関係機関との連携可能性
    - 外務省、経済産業省、JETRO、日本貿易保険、JBIC等の制度・スキームの活用可能性
    - 国際機関（世銀/IFC、UNIDO等）の制度・スキームの活用可能性
    - インドやUAE、トルコ政府機関等の制度・スキームの活用可能性
    - インドやUAE、トルコ民間企業との連携可能性
- ③ 「第4条（1）②（ア）既存の類似調査・データの収集・整理」を行うに当たっては、網羅的な調査を行いつつも、以下の要点を意識した上で作業を進めるものとする。
- (ア) 政策的一致性：日本の本イニシアティブと既存国際政策の整合性
  - (イ) データの欠落内容：既存調査を踏まえて、追加調査が必要なテーマ・内容
  - (ウ) 投資・ビジネス環境：日本企業・インド企業・UAE企業・トルコ企業のアフリカ進出としてのハード・ソフトの課題・ボトルネック
  - (エ) 物流回廊、産業集積地の現状とボトルネック
  - (オ) アフリカにおけるインド・日本、UAE・日本又はトルコ・日本の三角協力・ビジネスの優良事例、優先産業分野（例：物流、製造、デジタル、農業、ヘルスケア等）
- ④ 関係者ヒアリング
- (ア) 外務省、経済産業省、JETRO、JBIC、日本貿易保険、JICA関係者等
  - (イ) 世界銀行・IFC、AfDB、イスラム開発銀行（IsDB）、国連等
  - (ウ) 日本企業、日本経済団体連合会、経済同友会、商工会議所等
  - (エ) 関連研究を行っている研究者・エコノミスト等
- 特に、ウ、エについては、準備業務1中にヒアリングを必須として実施する。
- ⑤ 情報収集・ヒアリングの結果を整理し、アフリカ3か国及び企業連携候補国（インド、UAE及びトルコ）に加え、プロポーザルにおける提案国がある場合（第3条（1）及び（2）参照）は、同提案国における現地調査実施の妥当性を確認、調査対象国の変更の可否を検討し、調査対象国を決定する。必要に応じ契約変更を行う。
- ⑥ 準備業務をふまえた「『インド洋諸国との協力強化の方向性（仮説）』と『インド洋・アフリカ経済圏の連結性強化の方向性（仮説）』、『共創・共業を基礎とした域内産業の発展と雇用創出の方向性（仮説）』の修正」、「調査対象国での調査方針（案）、ヒアリング対象機関（案）、ヒアリング対象機関への質問状（案）、セミナー開催企画書（第1次案）を含むインセプションレポート（英）を作成・提出する。
- (2) 現地業務1（2026年8月上旬～2026年9月中旬）
- ① 上記インセプションレポートに基づき、調査対象国政府の担当部局、日本大使館・JICA事務所・JETRO事務所などに対し、今回の調査計画を説明するとともに、関連情報収集・ヒアリングなどを行う。
  - ② また、アフリカ対象国内のインド大使館、UAE大使館、トルコ大使館の他、国際機関、現地で活動するインド系企業（含む印僑企業）、UAE企業、トルコ企

業及びインド・UAE・トルコ各国の商工会などに、同様の関連情報収集・ヒアリングを行う。

- ③ アフリカにおける調査対象国の調査行程については、プロポーザルにて適切な調査行程を提案すること。想定としては、業務主任が1か国、副業務主任が2か国をカバーし、その他の団員については、両団員の現地調査日程とも調整しつつ横断的に各国をカバーする、ないしは日本国内よりオンラインで同3か国の担当者・関係者にヒアリングを行うことを想定。
- ④ 企業連携候補国の関係機関への対面ヒアリングについては、調査行程・移動に無理のない範囲で、日本と調査対象国の往路・復路の立ち寄り、あるいは日本から各国を巡回する形で、3か国を目途として実施する。具体的には、インド（在インド日本大使館、JICA インド事務所、在インド JETRO 事務所、インド外務省、インド工業連盟（JICA 専門家を派遣中）、インド輸出入銀行、インド工科大学ハイデラバード校、Intellectap 社等）、UAE（在 UAE 日本大使館、JETRO ドバイ事務所、アブダビ開発基金、UAE 外務・国際協力省等）、トルコ（在トルコ日本大使館、JETRO イスタンブール事務所、トルコ国際協力調整庁、トルコ外務省等）などが想定されるが、情報収集のニーズ、オンラインでの情報収集可否等に応じて提案・実施すること。並行して、対面ヒアリング対象以外の関係機関に対するオンラインによるヒアリングを実施する。

### （3）整理・準備業務2（2026年9月下旬～10月上旬）

- ① 準備業務1及び現地業務1の結果を、JICA、外務省、経済産業省、JETROなどに報告するとともに、各機関からのコメントを踏まえて、補足的な情報収集（調査対象国及び国内外関係機関へのオンラインヒアリングを含む）を実施する。インテリムレポート（日・英）を作成・提出する（当該レポートには（1）⑦の3つの「仮説」の検証結果と、最終報告書に記載の「具体的な提言」の素案を含む（素案は、第3条（4）を参照しつつ、企業にとっての打ち手案と日本政府・政府機関にとっての打ち手案を含むこと））。
- ② 関係者との意見交換を行うセミナー開催に係る準備を行うとともに、現地業務2の準備を行う。

### （4）セミナー実施（2026年10月中旬）

上記インテリムレポートの概要について、日本国内（東京開催を想定）にてセミナーを開催し、参加者から意見を聴取する。

受注者は本調査業務として下記①～⑦の業務を行う。対面参加規模は50人程度を想定。セミナーの開催形式は、現地対面開催とともに連携対象国（インド及びUAE）の日本企業関係者向けにオンライン配信を行う（いわゆるハイブリッド形式）。

- ① セミナー企画書（案）の作成・提案
- ② 会場確保・手配（JICAが手配する場合を除く）、ハイブリッド配信に必要な機材手配、資料準備、当日会場設営・参加者受付など
- ③ 登壇者（パネリスト・モデレーター）の確保・招聘（必要に応じ渡航・宿泊、オンライン参加などの手配を含む）、事前打合せ
- ④ セミナーでのプレゼンテーション・スライド（案）の作成・提案
- ⑤ 対面開催とともにオンライン配信を行う。動画を録画・音声（同時通訳を含む）を録音し、後日編集した電子データをJICAに提出する（JICAにてアーカイブ

配信を行う)

- ⑥ セミナーの記録・報告書作成
- ⑦ 言語は、日本語とする

(5) 現地業務2 (2026年10月下旬~11月上旬)

- ① 上記インテリムレポートに基づき、アフリカ3か国政府及び企業連携候補国(インド、UAE及びトルコ)の担当部局、日本大使館・JICA事務所・JETRO事務所などに対し、現地業務1の結果を報告するとともに、さらに必要な情報収集・ヒアリングを実施する。
- ② 調査対象国への調査行程については、現地業務1の③と同様の想定であるが、プロポーザルにて適切な調査行程を提案すること。

(6) 整理業務2 (2026年11月中旬~11月下旬)

- ① 現地業務2の結果を、JICA、外務省、経済産業省、JETROなどに報告するとともに、各機関からのコメントを踏まえて、補足的な情報収集(アフリカ3か国、企業連携候補3か国及び国内外関係機関へのオンラインヒアリングを含む)を実施する。

(7) 整理業務3 (2026年12月上旬~2027年2月下旬)

- ① 整理業務2を踏まえ、ドラフトファイナルレポート(日・英)を作成・提出する。ドラフトファイナルレポートには、現地業務2までの調査結果に加え、これまでの仮説の検証結果を含み、提言には企業および日本政府・政府機関双方の打ち手案を含むこと。また、日本国内でのセミナー開催報告を含むものとする。
- ② ドラフトファイナルレポートに対するJICAのコメントを踏まえ、ファイナルレポート(日・英)を作成・提出する。

## 第5条 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下の通り。なお、本契約における最終成果品は、ファイナルレポート(日・英)及びセミナー動画・音声データとする。

報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2023年12月)」を参照する。

また、特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

下記提出時期は目安であり、提案者は適切な調査行程を検討の上、プロポーザルにて提出時期を提案すること。

No.	レポート等の名称	提出時期	部数・形式
1	業務計画書(日)	2026年6月	データ形式
2	インセプションレポート(英)	2026年7月	データ形式 英文要約版30部 (現地調査説明用3か国×各10部)

3	インテリムレポート（日・英）	2026年10月	データ形式
4	セミナー動画・音声電子データ	2026年11月	JICAウェブサイトないしYouTubeで配信可能なデータ形式
5	ドラフトファイナルレポート（日・英）	2027年1月	データ形式
6	ファイナルレポート（日・英）	契約履行期間末日	和文10部、英文20部、CD-R 1部

成果品の提出期限は契約履行期間の末日とする。

## 別紙2：報告書目次案

※ 特記仕様書の最後（別紙の前）に以下を追記ください。

### 第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

## 別紙 1

### プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性/メリット及び費用/コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積りに含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積りとしてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	アフリカでの調査対象国	第3条 調査実施の留意事項の(1)
2	インド洋諸国又は欧州地域での企業連携候補国	第3条 調査実施の留意事項の(2)
3	インド洋諸国との協力強化の方向性(仮説)	第3条 調査実施の留意事項の(4)の(ア)
4	インド洋・アフリカ経済圏の連結性強化の方向性(仮説)	第3条 調査実施の留意事項の(4)の(イ)
5	共創・共業を基礎とした域内産業の発展と雇用創出の方向性(仮説)	第3条 調査実施の留意事項の(4)の(ウ)

## 報告書目次案

業務の最終成果品であるファイナルレポートには、下記項目①～⑦に関する調査結果、⑧のセミナー開催報告書を含むものとする。

1. 要約
2. 調査結果
  - ① インド洋諸国日系企業によるアフリカ進出状況（進出可能性を含む）など
  - ② アフリカ対象国における貿易・投資環境（ソフト面）の現状と課題 など
  - ③ アフリカ対象国における貿易・投資環境（ハード面）の現状と課題 など
  - ④ インド洋諸国企業によるアフリカビジネスの状況と日本企業との連携可能性 など
  - ⑤ インド洋諸国との協力強化に向けた具体的な提言
  - ⑥ インド洋・アフリカ経済圏の連結性の強化に向けた具体的な提言
  - ⑦ 共創・共業を基礎とした域内産業の発展と雇用創出に向けた具体的な提言
  - ⑧ 日本国内で開催するセミナーの報告書
3. 付属資料

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：民間セクター開発、投資促進・産業振興

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

上記1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式4-3の「要員計画」は不要です)。

##### 4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容(様式4-4)

##### 5) 現地業務に必要な資機材

##### 6) 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合)

##### 7) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者/〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

##### 2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域： アフリカ地域
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

## 2. 業務実施上の条件

### （1）業務工程

2026年6月～2027年2月

### （2）業務量目途

#### 1) 業務量の目途

約13.37人月

#### 2) 渡航回数の目途 延べ11回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

### （3）現地再委託

現地再委託は想定していませんが、必要に応じて提案することも可能です。

### （4）配付資料／公開資料等

#### 1) 配付資料： 特になし

#### 2) 公開資料

- インド洋・アフリカ経済圏イニシアティブ  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/pageit\\_000001\\_02262.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/pageit_000001_02262.html)
- 日印産業共創イニシアティブ  
<https://www.meti.go.jp/press/2023/07/20230721005/20230721005-a.pdf>
- 日本アフリカ産業共創イニシアティブ  
<https://www.meti.go.jp/press/2025/08/20250822001/20250822001-1.pdf>

- [NIKKEI CHANNEL | 日本・インド・アフリカ官民フォーラム](https://channel.nikkei.co.jp/jia2025j/)
- [アフリカの持続可能な経済発展のために日印協カイニシアティブ](https://www.meti.go.jp/press/2024/02/20250227001/20250227001-1.pdf)
- [経営幹部育成を基盤とした日印共創ビジネス交流促進プラットフォーム構築 | ODA 見える化サイト](https://www.jica.go.jp/oda/project/201903802/index.html)

### (5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

### (6) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ケニア事務所、タンザニア事務所、南アフリカ共和国事務所、インド事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

## 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

#### 4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

##### (1) 契約期間の分割について

第1章「1.競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

##### (2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

#### 【上限額】

86,523,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（３）別見積としている項目、及び（４）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

### （３）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

### （４）定額計上について

本案件は定額計上はありません。

### （５）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

### （６）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

### （７）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

2) 上記1)に記載がない国については以下のレートを使用してください。

(9) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(70)</b>	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	-	
イ) 作業計画	5	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(20)</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)

以上